

令和4年3月2日 総務文教委員会 議事録
11時33分 開会

○出席委員 (7人)

委員長 児玉 朋也

副委員長 小田上 尚典

委員 小中 真樹雄、中川 智之、西村 一啓、網谷 芳孝、山崎 年一

議長 賀屋 幸治

○欠席委員 なし

○児玉委員長 それでは、時間が少し早いんですが、定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

開会にあたり、市長に御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

○入山市長 総務文教委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○児玉委員長 議事に入る前に、改めて委員と執行部の皆さんにお願いを申し上げます。

委員会での質疑につきまして、会議規則第56条の規定では3回までとなっておりますので、御協力をお願いを申し上げますとともに、再質問の必要がないよう、簡明なる御答弁をあわせてお願い申し上げます。

答弁をされる場合は、委員長が職名を指名いたします。職名の指名がなかった場合は、課名と職名を名乗ってから答弁していただきたいと思います。

発言される際には、マイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をしていただきたいと思います。

それでは、議事日程にしたがって進めてさせていただきます。

日程第1、議案第24号大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

消防長。

○佐伯消防長 本会議場でも申し上げましたが、近年、全国的に消防団員の減少が続いていることから、消防団員の処遇のあり方や団員確保策について検討を行うため、令和2年12月に、国において消防団員の処遇等に関する検討会が設置をされました。

本検討会では、約半年間にわたり議論が行われてきた中で、とりわけ処遇の改善に関しましては前半に先議され、昨年4月、中間報告書がとりまとめられております。

総務省消防庁はこの中間報告を受けて、令和3年4月13日付の通知の中で、非常勤消防団員の報酬等の基準を定め、各市町村において消防団員の報酬等の見直しの検討を求めてきたことが本条例改正の背景となっておりますので、基準の内容等につきまして、課長か

ら資料を基に説明させていただきます。

○児玉委員長 課長。

○川村消防本部消防課長 それでは、最初に資料の説明をさせていただきます。

資料1でございます。A4のカラーの物でございます。検討会の議論のポイントをもとめた国の資料でございます。続きまして、資料2のほうでございます。これはA4の縦のものでございます。白黒の物です。国が検討会の中間報告書を受けて策定した報酬等の基準でございます。

それでは、資料1の消防団員の処遇等に関する検討会のポイントについて御説明いたします。

検討会の前半では、消防団員の報酬等の処遇改善は、団員の士気向上や家族等の理解を得るため不可欠として議論され、令和3年4月に中間報告書がとりまとめられました。国は、中間報告書を受けて報酬等の基準を策定し、各市町村に消防団員の処遇改善に向け、今後必要な措置として適切に取り組むことを求めています。

検討会の後半では、消防団員の確保のためには、処遇改善とあわせて消防団に対する社会的理解が必要などの意見が多く出されたことから、平時の消防団活動のあり方、消防団に対する理解の促進、幅広い住民の入団促進、装備等の充実といった幅広い消防団員確保策が引き続き議論されました。

検討会は、中間報告書と後半の議論を踏まえ、団員数の確保、地域防災力の一層の充実・強化につながることを期待して、令和3年8月に最終報告書を取りまとめています。

なお、本市では消防団応援の店事業や広報活動により、消防団に対する理解の促進に努めていますが、そのほかの確保策についても消防団と一緒に検討していきたいと考えています。

次に、資料2の非常勤消防団員の報酬等の基準について説明いたします。

報酬等の基準が5点定められています。

第1に、報酬は、消防団員が即応体制をとるために必要な作業や日常的な活動に対する基本給的な性格を持つ年額報酬と、出勤に応じた成果給的な出勤報酬の2種類とすること。

第2に、年額報酬の額は、団員階級の者は年額3万6,500円を標準とし、団員より上位の階級の者は、市町村において、業務の負荷や職責などを勘案して均衡のとれた額を定めること。

第3に、出勤報酬の額は、災害の出勤は1日当たり8,000円を標準とし、災害以外の出勤は、市町村において、出勤の態様や業務の負荷等を勘案して均衡のとれた額を定めること。

第4に、報酬のほか、出勤に伴う実費は必要額を措置すること。

第5に、報酬等は、消防団員個人に直接支給することというものです。

この基準の適用は令和4年4月1日となっております。

なお、令和3年11月の国の調査においては、本市を含めた約9割の団体が基準どおりの改定を検討中とのことでございました。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第24号の補足説明を終わります。

○**児玉委員長** これより本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、通告順に発言を許可します。

山崎委員、お願いします。

山崎委員。

○**山崎委員** おはようございます。よろしく申し上げます。

ここ近年だったと思うんでありますが、大竹市においては、消防団員が定員を確保できたというような報告があったように思うんですが、これは私の勘違いかどうか、また、その後、団員さんがこういった状況で欠員になっておるのかどうかということも一緒にお願いをいたします。

それで、従来から消防団員の皆さんが、例えば旅行に行ったり、慰安で出かけるときには、近隣の団にお願いをしてから出かけるんだというお話を私は伺っておりました。私自身、消防団での経験がございませんので詳しくはわからないんでありますが、そういうお話を伺っておったところで、今回、特別な事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできないとの条文が書き込まれました。特別な事情というのは、どういう範囲をいうのかということについてをお伺いしますのでよろしく申し上げます。

以上、団員の件と一緒によろしく申し上げます。

○**児玉委員長** 課長。

○**川村消防本部消防課長** すみません、先ほどの条例の定数に基準に満たしたところの団員数ということでございました。こちらのほうは平成31年4月1日時点で329名というのがありまして、このときが一番条例定数に近かったということになります。その後、令和2年、令和3年の同じく4月1日時点で315人、311人と、若干減ってきております。

ただし書きのほうの特別な事情ということの御回答になるんですが、こちらのほうは基本的には事例としましては、大規模災害時に県内や県外に応援として派遣されることを想定しております。

以上です。

○**児玉委員長** 山崎委員。

○**山崎委員** ありがとうございます。

別に団員の皆さんがまとまって、慰安を兼ねてというようなことについては、想定してないということで。

それで別表というのがございます。この別表は、これ改定額というのが示されておるんですが、現状の金額というのが示されていないと思うんで、現状を示していただくと、より分かりやすいかなという気がします。現在の団長や分団長の報酬等、これ非常に年額で考えますと少ないなとは思ってありますが、全国的な問題のようでございますので、現況を御報告いただけたらと思います。

以上です。

○**児玉委員長** 課長。

○**川村消防本部消防課長** 年額報酬の新旧ということでございますけども、現在の団長の年額報酬が7万円、これが新しく8万2,500円になりますので、1万2,500円増額になります。

副団長のほうも現在は5万5,000円のところが6万9,000円、1万4,000円増額になります。分団長、こちらが4万円のところが5万500円、1万500円増額になります。副分団長は3万500円のところが4万5,500円、1万5,000円増額になります。部長が2万5,500円が3万7,000円、1万1,500円増額になります。班長のほうが2万500円が3万7,000円になります。1万6,500円増額になります。団員のほうが1万8,500円のところが3万6,500円で1万8,000円増額ということでございます。

以上です。

○**児玉委員長** 山崎委員。

○**山崎委員** 続きまして、別表第2のほうもできればお願いしたいんですが、よろしくお願
いします。

○**児玉委員長** 団係長。

○**中村消防課課長補佐兼消防団係長** 別表第2について御説明させていただきます。

現在、災害のところが5時間以下5時間越えの5時間以下のほうが3,000円、5時間越えが6,000円、新しく災害1日当たり5時間以上が8,000円、5時間以下が4,000円となります。

そのほか訓練、警戒等に関しましては、5時間以下2,500円、5時間越えが5,000円、これが1日当たり3,500円となります。

そのほかにも、その他として5時間以下3,000円、5時間越えを6,000円としておりますのを1日当たり3,500円ということにさせていただいております。

以上です。

○**児玉委員長** どうぞ。

○**柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長** 総務課長、柿本です。

条例の一部改正の議案につきましては、新旧対照表を資料として提出をさせていただいておりますので、そちらを御参照いただければと思いますので、よろしくお願
いいたします。

○**児玉委員長** よろしいですか。

続いて、通告が出ております。小田上副委員長、お願いします。

小田上副委員長。

○**小田上委員** すみません、よろしくお願いします。

通告させていただいたのが、この消防団、今まで出動して5時間以下のときと、出動して5時間超えたときとで報酬が倍・半分というところではあるんですが、これ1回の出動というのから1日に変わりますよね。だったら例えばですけど、20時ぐらいに出動して24時までとか、変わって午前1時とかに活動して5時間未満で帰る場合、1日なんで2日にわたってるんで2日分もらえるのかなとかです。あとは、そのまま7時間とか出動しっ放しの場合は、じゃどうなるのかなとか。1日というのがどういう決まり方なのかというのを教えてください。

あと、今まで団長が認めれば市内に居住してなくても団員になれたと思うんですけど、今、市外在住の方の分団員の数がかかるか教えてください。

○児玉委員長 団係長。

○中村消防課課長補佐兼消防団係長 まず1点目のほうなのですが、1日当たりというところでごさいます、午前0時を起点となります。小田上委員の指摘されたとおり、0時を起点に連続して活動していただくようなことがあれば、今までで言うと2回という形で整理させていただきます。

それから2点目なのですが、市外在住の方は現在14名いらっしゃいます。

以上です。

○児玉委員長 小田上副委員長。

○小田上委員 ありがとうございます。

想像してたのと違ったんで整理させてください。日をまたげば2日分もらえるということですね。すごいですね。じゃ、日をまたいで2日分もらえるってなったときになんですけど、連続して5時間を超えた場合はどういう計算になるんですか。倍になったのが2日分もらえるということですか。そこでも結構重要かなとは思いますが。じゃ、そこあと教えてください。

それで、報酬とか出動手当が上がりますけど、予算書を見ればいいんでしょうけど、全体の影響額とかどれぐらい増えるのかなというのが、ざっくりでいいので大体の影響額を教えてくださいなと思います。

○児玉委員長 団係長。

○中村消防課課長補佐兼消防団係長 午前0時を起点にしますので、そこから例えば連続して5時間の場合は、午後11時から出て例えば翌日の午前3時とかになると、前日の1日当たりの出勤は5時間以下の4,000円が支給されて、その後にしても5時間以下なので、そこで5時間以下のほうが適用されると。これ近隣の市町も、このたび改正するところに関しては同じような扱いをするということでごさいます。

それから、報酬の額につきましては550万程度増額となる見込みとなっております。

以上です。

○児玉委員長 小田上副委員長。

○小田上委員 ありがとうございます。

少し出勤すれば、日をまたいだりしたら増えますよというところ。全体的な処遇改善になって魅力ができてくると思うんですけど、これだけじゃない魅力創出も必要かなとは思いますが、この時点で報酬が上がりましたと、どういうPRをしていくのか、あと、ほかにこういうことを考えてますというのがあれば最後教えてください。

○児玉委員長 課長。

○川村消防本部消防課長 今回、処遇改善ということで、こちらのほうをしっかりとPRさせていただくほか、消防団のほうに各設備を更新した際には、そういったものを紹介をさせていただくユーチューブなど、フェイスブックもそうなんですけど、そういった形でしっかりとPRさせていただきたいと思っております。

以上です。

○児玉委員長 通告を受けた質疑は以上となります。

他に質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決するべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

次は13時から再開いたします。よろしくお願いします。

11時54分 休憩

12時58分 再開

○**児玉委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、日程第2、議案第27号大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

教育長。

○**小西教育長** 補足説明のほうはございません。よろしく願いいたします。

○**児玉委員長** それでは、これより本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、順次発言を許可します。

通告順から山崎委員、お願いいたします。

山崎委員。

○**山崎委員** それでは、議案第27号手すき和紙作業所についてお伺いします。

リニューアル以後、非常に観光客や研修のお客さんが増えていらっしゃるというような状況だったんだろうと思うんですが、最近コロナ以降、大変苦勞していらっしゃるのかなと思います。ホームページ等を見てみますと、いろいろ活動なさってるという状況がかいま見えて、非常に心強く思っておりますんですが、そうはいいましてコロナでございますので、非常に観光客や研修の方が少ないんじゃないかと思います。そこらあたりの状況、また、最近こんなことに新しく取り組んでいらっしゃるというようなことがありましたら、御紹介をいただけたらと思います。

それから、手すき和紙の原料でありますいわゆるコウゾとホテイアオイだろうと思うん

であります、この調達は現状で間に合ってるのかどうか。新たに三ツ石のほうにコウゾの養殖というんですか、そういった土地を確保されて栽培をしてらっしゃるという報告もありましたら、この材料が大竹市内において確保できているのかどうかということを含めて一緒にお願いします。よろしくお願いします。

○児玉委員長 課長。

○吉村生涯学習課長 それでは、山崎委員の御質問にお答えいたします。

まず、手すき和紙作業所のリニューアル等において、観光や研修の訪問がどれぐらいあるかということなんですけど、観光や研修等の訪問状況につきましては、手すき和紙の里の公式ホームページを開設したことで、遠方からの訪問者が増えてまいりました。

具体的には、紙すき体験をするために関西や九州方面からの訪問があったり、あとは大学生が卒業論文の題材とするために見学に来たりするケースがあります。また、広島市立大学と連携しまして、漆と大竹和紙をテーマとしましたプロジェクトを開始しておりまして、このプロジェクトのために学生たちが頻繁に来所している状況となっております。

この連携プロジェクトで制作されました和紙と漆を使ったタイルについてですが、これは新大竹駅で実施しましたクラウドファンディングの寄附者の名前を刻むためのネームプレートとしての素材として使われることとなっております。

ただ、委員御指摘のように、コロナウイルスの関係で来所者数についてなんですが、指定管理をする前の前3カ年の平均を見ますと約243名であったものを、令和元年から指定管理をして810名まで増員されたんですが、その後やっぱりコロナウイルスの関係で、令和2年度・令和3年度ともに、250名から260名程度で推移しているというような状況でございます。

また、その原因も、コロナウイルスで緊急事態宣言とか、まん延防止等が発生されましたら、公共施設として閉所せざるを得ないという状況になりましたので、そういった形になりました。ただ、開所ができてる期間は今後感染対策を万全にして、少しでも多くの方に手すき和紙の体験をしていただきたいと考えております。

続きまして、手すき和紙の原料の確保についてなんですが、手すき和紙を作る際には、この原料というのは防鹿地区周辺で、紙の素材であるコウゾ、また、紙すきの際に混ぜるトロアオイ、これを自家栽培をしております。こちらは地元で自給自足ができてるところが大竹手すき和紙の特徴ともなっております。

しかし、現在、コウゾ畑を植え初めて40年以上がたっておりまして、土地がやせ細ってきて、作付けぐあいと思うようになくなってきているところもあります。このため、適切な場所を探すために、順次植え替えを行っているところなんですけど、先ほど委員もおっしゃられたとおり、三ツ石地区にも、これは民地なんですがお借りして栽培をしてる箇所がありますので、その辺の作付面積を広げることで不足分については対応していきたいと考えているところです。

以上です。

○児玉委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございました。

大変心強いと言いましょうか、いいお話を伺いました。引き続いて、しっかりと勉強しながら進めていただきたいということをお願いして終わります。ありがとうございました。

○**児玉委員長** 続いて通告が出ております。

小中委員、どうぞ。

○**小中委員** 重複するかもしれませんが、多分その指定管理者といっても、要するに立候補は多分いないと思われるんですよね。多分1つだけなんじゃないかと思われませんが、市としてはこれまでの大竹市の手すき和紙のPR効果について、現在指定の管理者のこれ行政って書いてましたがこれは誤植で、業績について多少御説明もありましたが、どのように評価されていますでしょうか、お答えいただければと思います。

○**児玉委員長** 課長。

○**吉村生涯学習課長** それでは、手すき和紙のPR、また、指定管理の評価ということでございます。

手すき和紙の里の指定管理者としましては、おおたけ手すき和紙保存会を指定しまして、3年が経過しているところです。この間、保存会では、和紙の魅力を伝えるために情報発信の充実・強化を掲げまして、公式ホームページを立ち上げ、これはまた日本語や英語両方のリーフレットを作成しております。和紙製品の展示販売が行えるように、現地に常設展示場も整備をしているところです。

今年度につきましては、体験学習の拡充や図書館との連携事業、それに加えまして、児童生徒に和紙作りの工程を学習してもらうために、教材用としてDVDを作成しているところです。

本市といたしましても、このような実施事業について、非常に評価できると考えておりまして、令和4年度からも伝統文化である手すき和紙の歴史や製造技術を後世に継承していくために、さらなる情報発信の充実や啓発活動に期待をしております。

以上です。

○**児玉委員長** 小中委員。

○**小中委員** わかりました。

これからも大竹市の伝統文化の継承のため、さらなるいろいろなアイデアを生かしてPRしていただきたいと思います。

以上です。

○**児玉委員長** 通告を受けた質疑は以上となります。

他に質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**児玉委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第3、議案第21号大竹市教育振興基金条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

教育長。

○**小西教育長** 補足説明のほうはございません。1つよろしくお願いいたします。

○**児玉委員長** それでは、これより本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、順次発言をしていただきたいと思います。

小中委員、どうぞ。

○**小中委員** 提案理由を聞きますと、これまでは補助金を学校施設の整備に使うことが難しかったけれども、これからはフリーハンドで可能になるという解釈でいいのでしょうか。

○**児玉委員長** 係長。

○**瀬川総務学事課課長補佐兼教育総務係長** 総務学事課教育総務係長の瀬川と申します。小中委員の御質問にお答えしたいと思います。

本会議場での教育長からの提案理由説明と重複するところがあるかもしれませんが、趣旨としましては、学校施設の整備に要する経費の財源に充てるという目的を設置目的として加えるというものになります。

具体的に言いますと、このたび公立学校施設整備事業費補助金等の交付を受けて、昭和56年度に整備しました旧穂仁原小学校の校舎、それから体育館の建物が広島県が施工する国道186号道路改良事業の事業地にあたるということで、物件移転補償の対象となりました。この文部科学省の財産処分という手続の中で、文部科学大臣から承認を受けるわけなんですけれども、昭和56年度に受けた補助金相当額以上を学校の施設整備に要する経費に充てることを目的として積み立て、それから適切に運用することという条件が付されております。これに対応する必要があるということで、今回、基金条例の一部改正をしようというものが趣旨になります。

それで、今回の条例改正によって基金の活用の裁量、自由度が増すのかどうかという御質問だと思いますけれども、ハード面を含めた教育全般にわたる事業への活用ができるということになると思いますけれども、基金の活用の裁量に自由度が増すということではないと考えております。

さまざまな教育施策に、この基金を活用するというのを考えるにあたっては、やはり財源の確保というのが必要になり、それによる計画的な積み立てが前提となることは変わ

らないと考えております。今後もこれまでと同様に、それぞれの事業執行にあたっては、財源の状況を踏まえて進めていくということになるかと思えます。

以上です。

○**児玉委員長** 小中委員。

○**小中委員** ということは裁量の自由度は上がるけども無制限ではないと。何らかの条件はまだ残ってるということなんですか。

○**児玉委員長** 係長。

○**瀬川総務学事課課長補佐兼教育総務係長** 条例ですね、もともと学校教育・社会教育等いろいろありますけども、教育の振興にという設置目的になっております。そこに今回少し具体的な、学校施設の整備に要する経費に充当することができるようにという目的を加えているものでございます。

先ほど御説明しましたように、今回の改正に関しましては、国庫補助金等を受けて整備した建物、学校施設を財産処分するということになったときに、国庫に返納する代わりに基金に積み立てという、今後の学校施設の整備に充当することができるようにということが趣旨になります。

これまでも自由に基金充当をすることができるというものではありませんので、今後もこれまでと同様の取り扱いになるかと思えます。事業に基金を充当するというときには、しっかり計画を立てて執行していくということに変わりはないと考えております。

以上です。

○**児玉委員長** 続いて、西村委員から通告を受けております。

西村委員。

○**西村委員** 発言の機会をいただきましてありがとうございます。

先ほど、同僚の小中委員も質問されて、少し重複しておることがあるかも知れませんが、瀬川係長が言われたような部分で改めてお伺いしますが、先ほど言われましたこの教育振興基金条例の一部改正の中に、国庫補助金なんかでいただいた学校等を取り壊したときの、極端に言えば、旧穂仁原小学校なんか補償があるわけですから、そういう基金をこれへ積み立てるための条例改正と同時に、この中に使われるのは実は大竹市内、大竹、小方、玖波、6つの小中学校がありながら、生徒数は少なくなる中で学校の設備、今回、令和4年度の予算にも上がってきておる中にありますプールの設置等とか、そういうものもこれ皆含まれるという解釈でよろしいのでしょうか。

それともう1つは、子供たちの健全な体躯を育てる、体づくりですね。確かに、今言われるように、生徒数が減少しておることは、各学校でのクラブ活動が成り立たないんですよ。メンバーが集まらないとか、そういう意味とあわせて、校外の大会とかそういう試合に出るのに負担等が要るんですが、これも私は教育の一端だと思うんで、そういう部分にこの基金は一部でも活用できないか、その点だけお尋ねいたします。

○**児玉委員長** 係長。

○**瀬川総務学事課課長補佐兼教育総務係長** 御質問いただきましたプールの整備等には該当するのかということですが、プールも学校施設の整備に該当すると思われま

で、今回の改正によって充当するという事は可能かと考えております。

それから、校外活動の参加にかかる費用に充当できるかどうかという御質問だったと思います。これに関しては、今回の学校施設の整備とは異なると思いますけれども、教育振興というところに入るかどうかというところになるかと思っております。

校外活動の参加費用、どういったものか具体的なことはわかりかねるところがあるんですが、基本的には保護者負担になるようなところになるのかなと考えております。そういったところの基金の活用はできないのかなと考えております。

以上です。

○**児玉委員長** 西村委員。

○**西村委員** ありがとうございます。

できる限り、この教育振興基金というものがあるんですから、もっと子供たちに活用してもらいたい。特に、この一、二年、コロナの関係でクラブ活動がほとんど止まっております。子供たちも何かにつけて、いろんなことをやりたいと思うんだけど、そこにやはり親御さんの経済的な負担、それから学校自体もそういう予算とかそういうものも、ましては教育の中にあるように、クラブ活動に校外からの講師を招いたときのそういう費用負担も、私は教育の一環じゃないかと思うんですが、そういう部分をもう一度お尋ねしますが、そういう分には使えないか、使えなければまた何かを考えてもらいたいという思いで、質問を以上お願いいたします。

○**児玉委員長** 中川教育指導係長。

○**中川総務学事課課長補佐兼教育指導係長** 今回の教育振興基金条例にはあたらないんですけれども、既に中学校体育連盟関係の大会の参加の補助金や、児童生徒が各種大会等に参加する補助金については、違う分野で組んでおりまして、そちらのほうで補助をさせていただいております。

以上です。

○**児玉委員長** 西村委員。

○**西村委員** ありがとうございます。

しっかり子供たちに使ってもらいたい基金。最後になりましたが、市外からもやはりそういう教育目的に使ってくれという個人的なふるさと納税とか、あるいは寄附もこれから出てくると思いますので、そういう面も含めて大いに活用してもらいたいと思います。

以上で終わります。

○**児玉委員長** 通告を受けた質疑は以上となります。

他に質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第4、議案第22号大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○**中村総務部長** 補足説明は特にございませんので、よろしくをお願いいたします。

○**児玉委員長** これより本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

まず、通告順で山崎委員をお願いいたします。

山崎委員。

○**山崎委員** マロンの里の指定管理者の指定を3年とあるものを5年に改めるということでありますが、提案理由としては、マロンの里の運営を継続的かつ安定的に行うことができるように変更するということであります。それで、現在の状況というのは3年であるものが、指定管理者の都合により1年に短縮されて、毎年更新をせっせとやらせという状況だと思っております。ですから、これを5年にするというのであれば、やっぱりそれ相当の説得力のあるお話をいただきたいと思っております。例えば、5年にすることによって、新しく仮に指定管理者となられた方が5年でそっくり契約してもらえるのかどうか、そういったところも私としては不安な点であります。そういったところで事業展開とか経済的な効果をどういうふうと考えてらっしゃるのかということを含めて、5年になさる説得力のあるお話を伺いたいと思っております。

以上です。

○**児玉委員長** 課長。

○**前田産業振興課長併任農業委員会事務局長** それでは、山崎委員の御質問にお答えいたします。

先般、令和5年度の合併に向けて、9つのJAが合併の調印式を行いました。今回の条例改正により、この新たなJAが、より中長期的な視点により管理運営ができるように改正するものです。

現状、コロナ禍での運営は厳しい状況ではございますが、期間だけではなく施設等も含めて、できるだけ指定管理者が管理運営しやすい形にし、地元の雇用や農産品等の集荷・販売を続けていただけるよう、5年の契約に向けて努力はしていきたいと考えております。

また、5年間に延長することでの効果としては、中長期的な視点で管理運営ができるこ

とではありますが、例えば、活性化に向けての取り組みをするとき、1年では発想から実施、結果までなかなか到達できないことも考えられるため、5年になると年度ごとの段階的な目標を掲げられることができ、経済効果も大きくなるのではないかと期待をしておるところです。

また、雇用の面でも、事業者にとっては計画的な人材育成などが図れる一方で、地元の雇用されてる人たちにとっても、指定管理者が変わらないという安心感を持てることにつながります。そのほか野菜等の出荷者等も計画的な生産・出荷が可能となるのではないかと考えております。

また、3年以内から5年以内の改正については、監査委員からの指摘要望事項として、事務の効率化や安定的な運営等を踏まえ、ほかの施設でも延長の提案をされてきており、指定管理者への評価を含めて各課の判断で期間の改正をしてきております。

以上になります。

○**児玉委員長** 山崎委員。

○**山崎委員** 今お話を伺ったんですが、ぴんとこんのですね。何となく、本当に5年受けてもらえるんかいなど。指定管理は5年したけども、実際5年受けてもらえるかというのは私非常に疑問だと思う。なぜなら、今までが1年刻みだったわけですよ。しかも、その指定管理者が全然新しく公募して、ほかの事業者がなると言われるなら分かります。そこらが合併した中で、そういった事業引き継がれていかれるんだらうと思います。また、先ほどの従業員の話等ありましたけども、そういったことも別に指定管理者の期間が3年が5年になったから変わるというようなことでもない。何となくぴんとこんのですね。そういったところで、いろいろ指定管理者、将来お願いしようとしてるところとの折衝があったんかどうか、そういったところもいろいろ加味した上での決断だと思うんで、これ以上は言いませんけれども、ぜひ、しっかりと展望ができるような意味合いをお願いしたい。特に、非常に地元にかわいがられておられる事業でありますから、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○**児玉委員長** 答弁いいですか。

○**山崎委員** はい。

○**児玉委員長** 続いて、小中委員から通告を受けております。

小中委員。

○**小中委員** 質問が重複するんですけど、指定管理の期間を3年から5年に延長するメリットとして、運営を継続的に行うことができるようになることと、安定的に行えるというような点を挙げていらっしゃるんですが、フィジビリティ調査とかやってるのかどうか知りませんが、この安定的に行えるという確証はあるのでしょうか。その点よろしくお願ひします。

○**児玉委員長** 産業振興課長。

○**前田産業振興課長併任農業委員会事務局長** 安定的に行えるという確証はあるのかということですけども、これまでコロナ禍で売り上げを伸ばしていくことは非常に厳しいものがありました。令和元年度・令和2年度は、平成30年度よりは伸びております。また、現

状の令和3年度は、昨年の令和2年度よりは少なくなっている状況でございます。

今後、新たなJAの指定管理者として管理運営していくためには、ある程度の売り上げがなくては難しいと考えております。そのために、これまでも地元の皆さんの協力も得ながらお菓子などの特産品に取り組み、PRも続けてきました。

指定管理期間を3年から5年に延ばすことで、管理運営が安定的に行えるという確証は難しい面もございますが、5年に延ばすことで指定管理事業者がノウハウを蓄積し事業に発揮することにつながり、中長期的な視点に立った新たな取り組みが可能となると。また、ひいては、効果的・安定的な運営につながるものだと考えております。

以上です。

○児玉委員長 小中委員。

○小中委員 分かりました。

できるだけ衆知を集めて、より適正な運営ができるように心がけていただきたいと思えます。

質問を終わります。

○児玉委員長 続いて、中川委員から通告を受けております。

中川委員。

○中川委員 ありがとうございます。通告しておりましたので質問させていただきますけど、少し重複をしますので、最初の山崎委員も小中委員も聞かれたんですが、1年から5年にしたということで、1つだけ聞かせてほしいのは、去年の決算特別委員会のときに質問したときには、相手方の合併の状況がわからないから、単年度でやってるということだったんですけど、今度その同じ業者を5年にしたということでもいいんでしょうか。これが1つと。

それと、閉館時間を午後9時から午後5時にしたということの理由なんですけど、今は冬で寒いから5時以降の利用者はほとんどいないかもしれませんが、あそこの河原とか公園とかいうのは、5時過ぎても非常に利用される方も多いんじゃないかと思うんで、夏とかですね。その利用は5時以降でもできるのかどうか、5時になったら締め出されるのか、それをお聞きしたいのと。

あともう1つ、キッチンカーを利用できるようになっておりますけども、このキッチンカーの午前・午後1時間当たりに変えたということなんですけど、1時間当たり幾らか決まっていれば、それと1平方メートル当たり幾らなのか決まっていればお願いします。よろしくをお願いします。

○児玉委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 指定管理者ですけども、現在、確かに不透明なという状況もあって1年の指定管理者になっております。今後、新しいJAになったときに、そちらのJAと一応事業者として協定を結ぶことができればと考えております。

開館時間を午前9時から午後5時にした理由なんですけども、条例では農村公園の部分だけが午後9時までとなっていました。しかし、公園部分だけの利用というのはございませんで、指定管理者の管理上の負担にもなるため、施設の全体を午後5時までとする提案

です。逆に、交流館の時間を延長するという事も考えられますけども、指定管理者との協議では、営業時間を延ばしても収益が見込めず、人件費や光熱費がかさむことになり、これまで以上の厳しい経営が見込まれることになるため、指定管理者にとって効果的な運用ができるよう閉館時間を統一させることとしました。

委員がおっしゃったように、河原のところでございますけども、確かに午後5時以降にも利用できないかということでございますけども、一応、あそこは施設利用ということではなくて、来られた方が川遊びをされてるという状況でございますので、施設として利用してるという状況とは少し違うんですけども、一応、入り口を午後5時までという形にさせてもらってるので川での遊びや、ただ安全の問題もあります。そういった事故等があったとき、誰がそういったのを管理するのかということもありますので、一応開館時間は午後5時までということにさせていただいて、改正案を出させていただいております。また、開館時間以外での利用の申し込みがあった場合には、指定管理者が市長の承認を得て変更できることとなっております。

続きまして、キッチンカーの利用料金なんですけども、こちらは1平方メートル当たり17円に利用時間を乗じたものという形になっております。例えば、15平方メートルを利用するキッチンカーであれば、1時間当たり17円掛ける15平方メートルで255円、4時間では1,020円というような形になります。

以上になります。

○**児玉委員長** 中川委員。

○**中川委員** ありがとうございます。

河原を使うのは管理が難しいと思います。その辺はこれからの課題ではないかと思えます。

もう1つ伺いたいことがあったのですが、キッチンカーとか、そういった業者が入ったときに、あるいは食中毒とか事故とか、そういった管理というのはどうなるんでしょうか。もうそちらにお任せということでもいいんでしょうか。その点だけお願いします。

○**児玉委員長** 産業振興課長。

○**前田産業振興課長併任農業委員会事務局長** キッチンカーの事故等のことでございますけども、やはりキッチンカーの事故についての責任の所在は、原則キッチンカーが責任を負うことになります。施設としては利用許可を出してますので、施設の部分の利用許可の部分になります。ただ、その施設に瑕疵があった場合には、その部分について責任が市に及ぶものと考えられます。

以上です。

○**児玉委員長** 中川委員。

○**中川委員** ありがとうございます。

なかなか他の業者が入ってくると難しい部分があると思いますが、何と云ってもやっぱり安全が第一だと思いますのでよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○**児玉委員長** 通告を受けた質疑は以上となります。

他に質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第5、議案第14号大竹市公告式条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○中村総務部長 補足説明は特にございませんで、よろしくお願ひいたします。

○児玉委員長 これより本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

通告順で山崎委員お願ひいたします。

山崎委員。

○山崎委員 公印見直しに伴って、掲示板を現在ある物を廃止していくということだろうと思います。それで本庁以外に、今、大竹市内に何カ所、どことどこどこにあるのかということをおまづ確認させてください。

掲示板を廃止するということになると、情報公開に逆行するんじゃないかなという気がするんですが、こういったことについての考え方、提案理由の説明の中ではホームページに掲載するんだというようなお話もありましたが、その辺を含めてどういうふうにご考慮を願ひいたしますかということをお伺ひします。

以上です。

○児玉委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 まず、掲示板の数でございますが、本庁と各支所の計5カ所ということでございます。

それから、この公告式条例の趣旨でございますけれども、条例は規則などを公布する際の手続ですね。いわゆる公告式につきまして、地方自治法の規定によって各自治体の条例を定めるということになっております。したがって、大竹市では本庁及び各支所に掲

示板を設けて、紙ベースで掲示するという形で行っております。今、もう昔に比べてインターネット環境が整備も発達しておりますので、こういった例えば制定文書とか改正文書を、こういうところ見られても、なかなか市民の皆様わかりにくいんじゃないかと思っております。したがって、例えばホームページであるとか広報紙もありますが、さまざまな伝達の媒体を用いて、制度の改正内容等につきまして周知をさせていただくというほうが、より現実的なんじゃないかと思っております、今回改正をお願いしております。

この条例の趣旨なんですが、情報公開というよりもどちらかといいますと、公布する際の手続を規定した条例であると考えておりますので、よりわかりやすい方法で市民の皆様にお知らせしていくという形のほうがよろしいんじゃないかという思いでおります。

以上です。

○**児玉委員長** 山崎委員。

○**山崎委員** 場所は5カ所ということでしたが、私が思いつくのでは玖波公民館と、市本庁と、それから栄町公民館と大竹支所、栗谷支所、これでええんでしょうか。

まあそれはそれとしまして、今まで掲示してありましたどこの場所を見ましてもね、どっちかという屋外、屋根はあったにしても屋外、非常にA4の用紙で小さい字で書いてある。どっちかという、義務的に貼り出してはおるけれども、読んでほしいというような捉え方ではなく、ただ法律を貼り出しておかないといけんという、その責務があるからしてらっしゃるのかなという気でおりましたし、私自身も時々立って読もうとするわけがありますが、途中で諦めてやめるとというのが実態でありました。どっちかという、夏は暑い冬は寒い、字は小さいということで、いじわるな言い方をすれば、読まんでも貼りだしゃええんだという感じで私も受け取ったわけがありますが、ぜひ、こういったことをホームページで先ほど御紹介いただいたように、詳しく説明するんだということであればですね、もう少し分かりやすく、高齢者が見ても分かるようにしていただければ、そうはいっても公文書ですから、勝手にいろんな物を加えたりするわけにはいかんと思うんですが、せめて字ぐらひは大きくして、読みやすいような形にしていきたい。

それともう1つは、やっぱり高齢者が見るのには図書館の中なんかに掲示してあると非常によく勉強できるといいますか、読みやすいと思うんですが。ぜひ、そういったことも今後考えていただけたらと思っておりますので、そこらあたりの考え方を教えてください。

○**児玉委員長** 課長。

○**柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長** 掲示板の場所ですが、本庁南玄関にあります。それから、各支所ですので、大竹支所、玖波支所、木野支所、栗谷支所というところがございます。

それから、制度改正等の周知の方法につきましては、実際に掲示板に、先ほども申しましたが制定文書や改正文書ですね、貼り出すというような形ですので、それではなかなかやはりそれを見られましても、内容までは御理解いただけないというケースがほとんどであろうかと思っております。

したがって、さまざまな広報媒体、例えばチラシとかにですね。この字を大きくし

て、各支所とか公民館とか、そういったところへ置かせていただくというような形もあるかと思います。さまざまな方法で、市民の皆様知っていただけるチャンネルを増やすといえますか、そういう形で取り組んでいければと思っておりますので、よろしく願います。

○児玉委員長 続いて、中川委員から通告を受けております。

中川委員。

○中川委員 山崎委員と全く同じ質問なんで省略しますが、付け加えさせていただきたいのは、今ある支所の掲示板をやめるといふことの通知はどうするのかですね。ありますか。それはいつも掲示しないよといふことを通知するのは、どういう手を使うのかといふことと、その後、掲示板要らなくなった使い道とかどう考えてらっしゃるのかどうか、その2点お願いします。

○児玉委員長 課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 支所の掲示板に貼り出さなくなるということ、特段周知することは特には考えておりません。

今後の支所の掲示板の使い道なんですけど、例えばイベントの情報を掲示したりとか、さまざまな使い方があろうかと思っておりますので、その辺はまた考えていければと思っております。

○児玉委員長 中川委員。

○中川委員 すみません、私もなかなか見ることはないんですが、見ても何だろうかという感じなので。この前も見たらですね、二十何枚もいっぱいぶら下がって、中を開けて中まで見るいふことはしないんですけど、見る人は見るんじゃないかなと思うんですよ。やっぱり何らかの、どこいったんだろうか掲示、何しとるんだろうかと思うかもしれないので、「これからはホームページに載せるので、ここに通知は行いません。」とか一言あればと思うんですがいかがでしょうか。

○児玉委員長 課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 やり方については、また考えさせていただきたいんですが、よろしく願います。

○児玉委員長 通告を受けた質疑は以上となります。

他に質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○児玉委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○児玉委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**児玉委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第6、議案第15号大竹市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○**中村総務部長** 補足説明は特にございませので、よろしくお願いいたします。

○**児玉委員長** これより本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、通告順に発言をお願いします。

まず、山崎委員。

山崎委員。

○**山崎委員** 議案第15号、大変難しく、理解するのに苦労したわけではありますが。個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律が1つの法律に統合されて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において、全国的な共通ルールが規定され、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化がされるということのようではありますが。今回のこの条例改正により、どのような効果が見込まれるのか。例えば、各個人情報というのは、それぞれが集めた段階で違うんだろうと思うわけですが、それが統一されて、同じもので一本化されるんだろうという気はするわけですが、この条例改正により、どのような効果が認められるのかと同時に、市民にとってどう関わってくるのかということと一緒に伺いますので、よろしくお願いいたします。

○**児玉委員長** 企画財政課長。

○**三井企画財政課長** 御質問にお答えさせていただきます。

先ほど山崎委員が言われたように、今回の法律改正につきましては、個人情報関係3法を個人情報保護法1法に統一化するというものでございまして、もともとは昨年令和3年5月に、デジタル改革関連法の1つ、デジタル社会形成整備法として成立して、5月19日に公布され、施行がこのたび第一段階として、令和4年4月1日に行われるものでございます。

つまり、国としましてはデジタル庁の設置を初めとして、今後、国全体としてデジタル化社会の実現を進めていく中で、マイナンバーの普及・利活用などによって、個人情報データが官民や地域を超えて利活用されていくことになるということでございます。

したがって、これは以前から問題・課題とされておりましたが、3つの法律、そして、地方自治体の条例によって個人情報の定義とか権限とか運用のルールが異なった状態であったということです。また、所管も総務省、個人情報保護委員会、地方自治体と異なった状態、どうしてもそこを解消しておく必要があったことから、このたび法の統一化、そして、所管の一元化が不可欠であったというのが、今回の改正の大きな狙いなんだと思

います。

また、手続上のメリット、長期的に見ればこういったデジタル社会の実現によって、行政手続のオンライン化が進んだりということが今後行われてきます。そういったメリットは出てこようかと思えます。また、国民にとっても法の解釈というのが統一化されます。そういった面では、個人情報を取り扱う制度が強化されるということになりますので、一定の安心感にもつながるものだと思っております。

以上です。

○**児玉委員長** 山崎委員。

○**山崎委員** 個人情報知られてまずいんだというような状況もあるようでありまして、これには賛否両論があるのかなという気もするわけですが、個人情報保護委員会というのがこの法律の改正の中で出てくるわけですが、この個人情報保護委員会とはどんな組織で、例えば、地方自治体にもあるのかどうか、ここを1つ教えてください。

それから、改正前は地方公共団体の個人情報の取り扱いは、各地方公共団体が監視権限を持っていました。個人情報保護委員会には監視権限はなかった。改正後は一元化されて、個人情報保護委員会が個人情報などの取り扱いを一元的に監視する体制がつくられる。行政機関等における個人情報などの取り扱い全般について、監視権限が個人情報保護委員会に付与されるということのようでありまして、この個人情報保護委員会とはどのようなもので、どこに存在するのかということも1つ教えてください。よろしくお願いします。

○**児玉委員長** 課長。

○**三井企画財政課長** まずは、個人情報保護委員会でございます。これは国の機関でございます。ホームページを見ていただくと個人情報保護委員会というのが出てまいりまして、記載されてる内容は、「個人情報保護委員会は、個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取り扱いを確保するために設置された独立性の高い機関です。」というふうに記載されております。

また、これまで個人情報保護に関しましては、地方公共団体は条例によってそれぞれが管理しておりました。つまり、大竹市は大竹市の個人情報保護条例、廿日市市は廿日市市の個人情報保護条例、これは一緒だったかというのと違ってたんです。骨格は一緒なんですけど、中身が異なっていた。また、全国的に見ると、この条例がなくて運用してる場所もある。また、条例を適切に運用していない自治体もあるということで、これからデジタル社会を進めていくためには、条例ではなくて法律で、地方自治体ではなくて国が主導して、そこを管理していくというふうに変えるということで、今回、地方自治体を監視・監督する組織として、個人情報保護委員会に所管が移ったということになります。だから国全体として、個人情報保護のレベルを向上することにつながりまして、国民としてのメリットも大きくなるという形の狙いがあるのだと思っております。

以上です。

○**児玉委員長** 山崎委員。

○**山崎委員** シャッポを脱ぐということがありますが、よくわからんようなわかったような、非常に難しい解釈のようでございますので、引き続きしっかりと勉強させていただきます。

終わります。ありがとうございました。

○**児玉委員長** 続きまして、小中委員から通告を受けております。

小中委員。

○**小中委員** 私も、最初に個人情報保護制度がこの時点で統合される理由について示してくださいというのを出してたんですが、今の御説明で、国の個人情報のデジタル化の一里塚というふうに解釈してよろしいのでしょうか。

それと、マイナンバーが国が幾ら利で釣ってもなかなか増えないのは、要するに国の情報管理に対する信頼、まあ公共団体もそうかもしれないんですけど、それがそれほどないということを示してると思います。それは普通、要するにまあ、まず利で釣ったら何でもというやり方もいかなもんかと私は思いますが、それでも増えないというのはやっぱり情報が漏れたりすることに対する国民の心配というのが非常に大きいと思われま。

そこでお伺いしたいのは、ネットワークへの不正侵入を防ぐファイアウォールの構築というのは、十分というか万全になされているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○**児玉委員長** 情報広聴係長。

○**北企画財政課課長補佐兼情報広聴係長** 企画財政課情報広聴係の係長の北と申します。ネットワークに対するファイアウォールの構築についての御質問についてお答えします。

大竹市では、ネットワークを国の対策であります三層の対策に基づき、住民基本台帳等の基幹系ネットワーク及び行政機関間のネットワークであるLGWAN系、また、外部インターネット系の3つに分離し、必要な箇所にファイアウォール等の通信機器を設置して、特定の通信のみ許可するような設定を行っております。

したがいまして、大竹市のネットワークでは国が示したモデルに基づき、現時点で必要なセキュリティ対策は講じていると考えております。

○**児玉委員長** 小中委員。

○**小中委員** わかりました。

余り細かいことでファイアウォールについて説明すると支障があるかもわかりませんが、まあ安心できるのかとも思いますが、くれぐれも要するに情報漏えいということが絶対にないように注意していただきたいと思います。

○**児玉委員長** 通告を受けた質疑は以上となります。

他に質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**児玉委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**児玉委員長** 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

空気を入れ替えます。議事の都合により暫時休憩をいたします。14時5分に再開します。

13時54分 休憩

14時04分 再開

○児玉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、日程第7、議案第16号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

補足説明はないそうなので、これより本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

通告順で山崎委員からお願いいたします。

山崎委員。

○山崎委員 本条例改正は、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するという条例改正であります。育児休暇あるいは介護休暇が制度化されたと言われましても、まだまだ職場では実施状況ということになるとハードルが高いんだろうと思います。そういったことで、実際の職場でこういった取り組みがなされようとしておるのか。第20条で、1、2、3とあります。この1、2、3項目について具体的に説明をいただくことで理解をしたいと思うんですが、育児休暇や介護休暇が取得できる体制づくりという意味で、御説明をお願いいたします。

といいますのも、やっぱりこういった働く人たちの労働条件というのは、地方公務員や国家公務員の職場できっちりと実施されてこそ民間企業に波及していくと思います。そういった意味においては、ここで地方自治体の働く職員の皆さんの、こういった休暇制度がきちっと確立されるということが非常に大事なことだろうと思いますので、よろしくお伺いをしますのでお願いいたします。

○児玉委員長 課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 それでは、今回の制度改正の趣旨についてお答えいたします。

基本的に、今回の改正は育児休業をより取りやすくするための措置ということで、改正をされております。この改正条例の第20条の規定についてです。この規定の趣旨ですけれども、育児休業の取得を希望する職員が希望どおりの期間の育児休業の承認請求ができるようにするために、任命権者が配慮すべき措置というものを規定しているというものです。

まず、最初の第1号ですが、職員に対する育児休業に係る研修の実施ということについてです。これは制度の周知を含めまして、職場全体で育児休業を取りやすい環境づくりのための研修を行うというものです。これは請求しようとする本人に限らず、職場の同僚や上司に対して、制度の理解を深めるための研修を実施しなければならないというものです。

それから、第2号ですね。育児休業に関する相談体制の整備。これにつきましては現状では、総務課において必要に応じて相談を受けておりますけれども、総務課だけでなく、例えば各部局単位などで、より身近に相談できるような相談しやすい体制づくりを検討するということになります。

それから、第3号ですが、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置。これにつきましては、第1号・第2号以外に必要な措置を行うという規定になりますけれども、例えば、職員の育児休業の取得に関する事例の収集であるとか、その事例を提供して職員の育児休業の請求の参考にしてもらうとかですね。あと、制度や方針についてしっかりと周知すると、そういった機会を設けるということが考えられます。かねてより、職員向けの手引書というものは作成しておりますので、今回の改正内容を盛り込んでさらに充実させて、また、周知を図るなどして対応していきたいと考えております。

以上です。

○**児玉委員長** 山崎委員。

○**山崎委員** 今、かねてより職員に周知するような説明書きといいますか、パンフレットみたいなものを作っておるといったことだったと思うんですが、これ実際に各職場に掲示されて、どなたでも拝見できてという状況になつたのかどうか。例えば、就業規則なんかはそうですよね。職場に掲示されて誰でも見れるようになつた。そういった状況になつたのかどうかいうことを教えてください。

○**児玉委員長** 総務課長。

○**柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長** これは庁内LANのほうに掲示しております、それを見てもらうというような形でございます。

○**児玉委員長** 続いて、小中委員より通告が出ております。

小中委員。

○**小中委員** 育児休業等に関する条例の一部改正については、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和などを目的としておりますが、この要件の緩和によって一応これまでより、どの程度多くの方が育児休業を利用できるかというような、その想定というのがあれば教えていただきたいと思っております。

○**児玉委員長** 総務課長。

○**柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長** どれぐらい多くなるというは想定しておらないところですが、現在、女性職員については100%取得をしております。今後、男性の育児休業取得者というのが増えてくるんだろうと思っております。そのあたりが増えると考えております。

○**児玉委員長** 小中委員。

○**小中委員** いずれにしても、当然、要件の緩和で取りやすくするというのと、職場の雰囲気というか、取りやすい雰囲気をつくるような、この条例一部改正の両輪だと思いますので、育児休業を取る方にとって本当にメリットになるような運用を心がけていただきたいと思っております。質問を終わります。

○**児玉委員長** よろしいですか。

○小中委員 はい。

○児玉委員長 続いて、西村委員より通告を受けております。

西村委員。

○西村委員 同僚の委員がいろいろ私が思うことをしゃべられましたので、一部重複しるところがあればお許し願いたいと思います。

まず、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、確かに条例は決められたもの、それを改正して実施すればいいという問題だけでなく、私が質問したいのは、大竹市として、これら条例改正によってというのが、今まさに全国的にコロナ禍の中、労務環境とか職場環境の改善が叫ばれているところでございますが、これらを含めて条例改正を大竹市としては、国とか県の指導に基づいて変えられると思うんですが、その中に、よいことと思っておりますながら本市における任命権者は職場の上司、また、さらにその上の責任者なのか、そういう点が1つあることと同時に、任命権者が講ずるべき処置については具体的にどのように考えとるのか。あるいは対象者が職員の中に何パーセントいらっしゃる。言い換えれば、若い職員が大竹市内に子育てで大竹市役所に勤められとる。これは市にとっても子供は宝ですのでね。これらをぜひ行政を挙げてサポートする。こういう意味でのこの育児休業等の場合と私は考える。その中で例えばそれぞれの職場で、2人とか3人しかいない職場で来月から2カ月ほど育児休業を取るから、課長が「はい、よろしいですよ。」という対応が果たして可能なんですか。それが先ほど課長が言われたように、やっぱりそれぞれの職場で考え、皆さんで理解をして、そして、皆さんで支え合うと、そういう環境づくりが必要だと思います。それらを含めてこの休業等に関連する条例の改正なのか、その点だけをお尋ねをしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○児玉委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 まず、任命権者ということでございますけれども、この条例規定上の任命権者といいますのは、事務局の職員であれば市長、教育委員会事務局の職員であれば教育委員会というようなこととなります。ただ、講ずるべき措置を具体的に統括する部署は、大竹市では総務課ということとなります。

それから、具体的な措置については、先ほど山崎委員の御質問の中で第20条の第1号から第3号まで、こちらで説明をさせていただきましたので、割愛をさせていただきたいと思っております。

西村委員の御質問の趣旨というのは、法令や条例で育児休業について規定されていたとしても、実際に職員が育児休業を取得しやすい職場環境であるのかどうかといったことであらうかと思っております。確かに、組織の人数であるとか常勤職員と非常勤職員の比率などで、場合によっては心情的には取得しづらいというようなこともあるかもしれません。ただ、しかしながら、そういったことがないように組織的にフォローするという必要があるということについて、改めて規定したのが今回の改正と考えております。職員が育児休業を取得しやすくするために、今回の改正の趣旨を損なわないように対応方法を検討していきたいと考えております。

以上です。

○**児玉委員長** 西村委員。

○**西村委員** 御答弁ありがとうございました。

最近は、コロナのせいにはいけないんですが、コロナで上の子供がかかって入院したと、必ずそれ母親か父親が付き添うわけ。そういう部分が当然出てくる可能性が多い。そのためにも、この育児休業等を大いに活用してもらいたい。それはどこのまちでも、どこの部署でもそうですが、足らなければ他の部署から応援に来てくれるとかという、これは公務員といいますか、行政の一番利点なんですよね。それぞれ皆さん勉強され、法律もいろいろ勉強されて公務員になられ、その中で先ほど課長が言われたように、差があっただけいけないのですが、臨時職員と正規職員とはやはり責任上モチベーションを持って職務に精励されとる中で、休みづらいつか取りにくいのもあると思います。ぜひ、こういうことを改善しながら前向きに、他の市町にはない、大竹市にはこういうものがあるんだというところを取り組んでもらいたいことをお願いして質問を終わります。

○**児玉委員長** 課長。

○**柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長** 補足なんですけど、コロナで家族に陽性が出たと、濃厚接触に職員がなりましたという場合は、特別休暇という形で取得をしております。

以上です。

○**児玉委員長** 通告を受けた質疑は以上となります。

他に質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第8、議案第17号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第9、議案第18号特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について、日程第10、議案第19号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、及び日程第11、議案第20号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての4件は、関連がございますので一括審査としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** それでは、そのように決定させていただき、本4件を一括審査といたします。補足説明はありませんので、本4件に対する質疑を求めます。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

通告順で山崎委員お願いいたします。

山崎委員。

○**山崎委員** 附則第2条で調整額は基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないとありますが、こういったことの該当者がいらっしゃるのかどうか。もし、いらっしゃるのすれば何人いらっしゃるのか。合計金額等についてもお伺いをします。通告をしておりますので、もし対象者がいらっしゃれば合計金額が出とるんだろうと思いますので、よろしくをお願いします。

○**児玉委員長** 総務課長。

○**柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長** 減額調整して期末手当は支給しないというような場合については、6月の期末手当が、例えば在職期間が少なかったというようなことで非常に金額が少ないというような場合に、12月の減額調整が上回ってしまってゼロになってしまうというようなパターンが考えられます。

少し調べてみまして、現時点で把握している対象者は一応5名ということで、金額については、5名合わせて5名分が10万円程度ということです。この対象者全てが現在育児休業中の職員です。6月の期末手当が支給されない職員ということで、したがって減額調整ができないということになるのでゼロということになります。

以上です。

○**児玉委員長** 山崎委員。

○**山崎委員** これは期末手当は支給しないのではなくて、繰り延べて減額調整をするということですね。なので、支給はするわけよね、将来的に。支給しないということになると、所得がなくなるんだろうと思うんですが、そこのところを教えてください。すみません。

○**児玉委員長** 総務課長。

○**柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長** 要は、12月の期末手当の減額調整分を6月の期末手当で引ききれない職員というのがいます。今申し上げましたのは、育児休業で6月のボーナスがゼロということですので、そもそも減額調整ができないということで、実際に5名は期末手当の支給がありませんという形になります。

ゼロということなんですが、実際は減額調整すべき額を6月のボーナスで引ききれないというわけですから、本人にとっては引けなかった分は減額されないということになります。

以上です。

○**児玉委員長** 山崎委員。

○**山崎委員** すみません、理解が薄くて悪いんですが。減額できないからしないのと、支給しないというのは、別な問題だと思うんですが。支給しないということになれば、所得にならんのだらうと思うんですが。支給はするけれども、将来的に減額はしていくというこ

とじゃないのかなと私は思うんですが、そこのところごめんなさいね、私の理解が薄くて。

それから、今回この条例改正をします。そうすると仮に、来年人事院勧告が普通どおりに実施されると、また条例改正をして元に返さないといけんのかなと思うんでありますが、この条例改正の部分についてはどうでしょうか。

終わります。

○児玉委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 今回の減額調整と来年度の人事院勧告、これは連動しませんので、6月の時点で引ききれなかったものについては、もうそれまでということになります。

○児玉委員長 続いて、小田上副委員長から通告を受けております。

小田上副委員長。

○小田上委員 さっき山崎委員からも質問あったところの議案第17号のところですね。先に山崎委員が聞かれたところが気になったんで、そっち側を整理しときたいんですけど。12月に期末手当は支給されたが、育児休業等で休みに入られてる方には、そもそも6月の期末手当の支給がないので、引くとかどうとかができないというお話でしたよね。なので、ある意味ラッキーな方が数人いらっしゃる。ある意味ラッキーな方が数人おられる中で、職員は大抵の方は減ると。この不公平感は何だろうと思いつつ、今、この数分を過ぎたんですけど、不公平感は大丈夫ですか。そこすごい心配なんですけど。

あとは、本来12月に引くべきものであったんだろうと思います。実際、12月のときに議案を提出するかもしれないという話もありましたが、結局、提出されなかったという経緯がありました。じゃここで6月で調整されて職員にデメリットというか、マイナスになる部分があるのか、そこを教えてください。

○児玉委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 職員の影響ということです。基本的に12月に差し引けなかったメリットとしましては、コロナ禍で12月期の収入減を回避すると、半年後の6月には、恐らく経済状況が上向いていることを期待して、影響が少ないということ想定した国の考えであったんだろうと思います。

職員への影響なんですけど、個人個人の事情が異なりますので一概には言えないところもあります。12月期に出費が多かった人は影響が少ないでしょうし、6月期に出費が多い人は影響が大きいということになるんだろうと思います。

あと、やはり職員のモチベーションという点から言いますと、この6月期だけを捉えた場合は、やはりこれは減額調整ということですので、一定のモチベーション低下にはつながってしまうというのは、やむを得ないんだろうと思います。

以上です。

○児玉委員長 小田上副委員長。

○小田上委員 ありがとうございます。

1月に昇給があって、その昇給されたところからの計算ではなくて、12月に支給したもののからの計算ということなので、基本は損してないよということですよ。むしろ、利

子が1円とか2円とかついていけばラッキーぐらいのところなのかもしれないです。

ただ、何でしょうね。この不公平感というか、モチベーションが下がる可能性があるとして、今、課長言われたのは、多分下がると思うんですよね。この後、議員の報酬、特別職の報酬もありますけど、下がります。そのあたりのフォローというか、多分お金が少し浮きますよね、期末手当を引く分。何かそのあれですよね、12月にもうお支払いしてるんで、本来支給する分よりは少ない金額を職員に期末手当を出すわけじゃないですか。なので本来渡そうとしたものより少なくなってると思うんですけど、何かそれを使って職員のモチベーションアップの何かできないかなと思うんですが、そんなことはないですか。

○児玉委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 本来、人事院勧告で出たものですから、その年度の給与改定で対応すべきものであったかと思えます。それを今年度は減額しないと。来年度に減額するわけですから、市も支出としましても、年度の違いはありますが、一応トントンでというふうに思っておりますので、今年度の予算残額ということになると思うんですが、それを使って新たに何かをするということは特段考えておりません。

以上です。

○児玉委員長 小田上副委員長。

○小田上委員 何か頑張ろうと思えるものを何かあったらうれしいなと思えますので、少し考えていただけたらうれしいです。

答弁は結構です。ありがとうございます。

○児玉委員長 通告を受けた質疑は以上となります。

他に質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○児玉委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○児玉委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本4件を一括採決いたします。

日程第8、議案第17号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第9、議案第18号特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について、日程第10、議案第19号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、及び日程第11、議案第20号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての4件を原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○児玉委員長 御異議なしと認めます。

よって、本4件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第12、議案第28号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第10号）及び日程第13、議案第30号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第11号）の2件は、関連がございますので一括審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** それでは、そのように決定させていただき、本2件を一括審査といたします。

本2件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。

補足説明はないということで、本2件に関する質疑を求めます。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

なお、議案第30号の質疑がある場合は、質疑の通告をする時間ありませんでしたので、この場で質疑をしていただいても構いません。

まず、通告順から小中委員お願いいたします。

小中委員。

○**小中委員** 私はほぼ一般質問もそうですが、本来教育立市を目指すべきだという信念を持っておりますので、教育について質問させていただきたいと思います。

この一般会計補正予算で教育費の項で、幼児教育推進事業、小学校管理運営事業、社会教育施設維持管理事業の減額補正の理由を具体的に、多分、新型コロナの何か影響なのかなと思いますが、具体的に教えていただければと思います。

○**児玉委員長** 教育指導係長。

○**中川総務学事課課長補佐兼教育指導係長** それでは、順番に説明をさせていただきます。

まず、この幼児教育推進事業の減額の理由でございます。こちらは、いわゆる子ども・子育て支援法における私学助成園というものに対する補助のお金でございます。利用者が予想よりも少なかったことによりまして減額をするものです。幼児教育無償化事業制度が令和元年10月からスタートしまして、令和3年度予算は新制度の移行後1年しか経過しておらず、保護者の動向をつかみかねるといことがございましたので、過去5年間の人口や利用者数を基に、少し余裕のある予算を組んだんですけれども、結果こちらの予想を下回ったため減額をするものでございます。

以上です。

○**児玉委員長** 教育総務係長。

○**瀬川総務学事課課長補佐兼教育総務係長** 続きまして、小学校管理運営事業の減額の理由についてです。この小学校管理運営事業につきましては1点でございます。大竹小学校プール建設業務委託料なんですけれども、これが今後執行する見込みがなくなった額について減額をしようとするものです。当初予算に計上した後、業務を進めていくにあたり、業務内容を精査した結果生じた部分の減額に加えて、入札事務によって生じた執行残というもの減額しようとするものになります。

以上です。

○**児玉委員長** どうぞ。

○**安藤生涯学習課主幹兼施設スポーツ係長** 施設スポーツ係長の安藤です。社会教育施設維持管理事業の減額について御説明いたします。

今年度、建設後40年以上経過する玖波公民館及び栄公民館について、予防的保全の観点から、外壁調査及び耐震診断の業務を実施しております。調査及び診断業務は業者に委託し、昨年夏季から2施設の調査及び診断を実施し、現在、報告数値の精査及び改修提案等のまとめを作成中でございます。調査及び診断業務に要する経費として、当初予算で1,369万4,000円ほど計上させていただきましたが、入札による執行残383万6,000円が発生しましたので、今回はこの額を減額したものでございます。よろしく願いいたします。

○**児玉委員長** 小中委員。

○**小中委員** わかりやすい説明をありがとうございました。

質問は以上で終わります。

○**児玉委員長** 続いて通告が出ております。西村委員お願いいたします。

西村委員。

○**西村委員** 今、係長が私の答弁をしてくれたんだと思うが、同じ質問だったので。それで、委託料の中の公民館調査診断業務委託料383万6,000円が減額されたんですが、この調査結果は今精査中となっとるけど、これはいつ頃発表されるのかその点だけお尋ねしたいと思っております。

○**児玉委員長** 課長。

○**吉村生涯学習課長** 公民館の診断結果の御質問でございます。

今年度、先ほど係長のほうから御説明したとおり、栄公民館と玖波公民館の耐震診断の調査を実施しております。この速報値という形では出てるんですが、正式に業者から業務完了に伴う報告につきましては、3月下旬に出てくると聞いております。

以上です。

○**児玉委員長** 続いて、小田上副委員長から通告を受けております。

小田上副委員長。

○**小田上委員** よろしく申し上げます。

最初説明のときに、議案第28号の市営住宅長寿命化のところが入札が不調だったとかいうところだけなのかなと思ってたんですけど、どうやら何か違ういろいろ複合的な要素があるみたいなので、その内容を教えていただきたいのと、今後どういう予定になっているのかというところを教えてください。

あと、地方交付税が増えて、臨財債がめちゃくちゃ減ってるんですけど、このあたりの仕組みが、いま一度説明していただければと思います。

あと、今日上程ありました議案第30号の件なんですけど、先ほど条文を直すところがありまして、いろんなものに使えるよというところに、玖波小学校のために使ってねと300万円、言われたものが入ると何でもいけちゃうような、ぱっと見ですね、なので300万円をこういうものにやる予定がありますとか、つもりがありますがもしあれば教えてください。

○**児玉委員長** どうぞ。

○**実本都市計画課主幹兼建築住宅係長** 建築住宅係の実本です。よろしく申し上げます。

委員が言われました質問にお答えさせていただきます。

長寿命化事業の件ですけれども、まず、減額理由なんですけれども3件ほどあります。

まず、委託料のところなんですけれども、改修調査設計業務等委託料800万円ほどですけれども、基本的にこの長寿命化事業ですけれども、社会資本整備総合交付金を活用して事業を執行しております。委託料につきましては、交付金が満額つかなかったというところで、当初予定していました2件分の設計業務を見送ったものです。

続いて、西港内2号棟外壁等改修工事600万円ほど減額させていただいておりますけれども、こちらは入札残で残ったものということになっております。

最後、平屋住宅解体工事780万ほど減額しておりますが、この解体工事につきましては、2回今年度入札を行いました但不調で中止になりまして、今年度見送っております。そのかわりとしまして、市営白石5号棟防水改修工事を行いました、解体工事費の一部を利用して残りを減額したものでございます。

今後の予定なんですけれども、周期的に大規模修繕を行ってるところで、今年度は西港内の1・2号棟の大規模修繕を行って、来年度は3号棟を同じような工事を行っていきます。西港内団地のほうは一旦終わりました、今も白石団地のほう、防水改修とか外壁改修工事を行ってますけれども、当面、四、五年先については、計画に基づいて白石団地のほうを主にやっていくような予定としております。

以上です。

○**児玉委員長** 教育長。

○**小西教育長** 先ほどの玖波小学校の300万円の寄附の件でございます。私ども大変驚きました。300万円という高額を寄附していただき、遺族の方は玖波小学校の教育の充実のために活用してくれということ、大変ありがたく思っております。

先般、遺族の方とお会いし、そのあたりの寄附金の受理等についての手続を行ったんですが、その際に今後の用途についてお考えを聞く機会がありました。300万円のうちの100万円については、これはぜひ学校図書館の蔵書の充実ということで、とりわけ故筒井和義氏が基礎生物学の発展に大きく貢献されたということなので、そのあたりの書物をしっかりそろえて子供たちに見ていただきたいという要望もございました。それにつきましては、学校のほうがそのあたりの蔵書について今いろいろと協議をし、100万円ほど書物についてはそろえようという動きがございます。

残りの200万円につきましては、これから長期にわたって、当然、玖波小学校の子供たちの課題解決に向けたあたり、それを目標に考えていこうとしております。

例えば、筒井先生のこれも要望であった1つは何か筒井基金という形で、非常に頑張った子供たちに、何か賞なりそういうものが授与できないかなということも遺族の方は言われておりました。充実したものになるよう、しっかりとこちらも吟味をしながら使わせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○**児玉委員長** 主幹。

○**建石企画財政課主幹兼財政係長** 企画財政課財政係長です。

今回の補正で臨時財政対策債を減額して、普通交付税を増額しております。臨時財政対

策債という制度が始まって20年ぐらいたつんですけれども、それ以前はもともと普通交付税として交付されていたものでした。予算の編成に際しても、財政のほうで算出しますけれども、普通交付税と臨時財政対策債一体のものとして算出をいたしますので、セットで説明をいたします。

普通交付税、まあ臨時財政対策債もそうですけれども予算編成をするときに、施設サービスの利用者数とか、あと、普通交付税の基準財政需要額に算入される公債費の額とかを下から積み上げるといふのと、また、国の策定する地方財政計画、ここで地方交付税または臨時財政対策債が幾ら組まれてるか、そういったのを加味しながら予算編成をしております。

令和3年度の当初予算ですので、令和3年度の国の地方財政計画を参考にするんですけれども、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で地方税が大きく減ります。その分、地方財政の一般財源を確保するために、地方交付税と臨時財政対策債、特に臨時財政対策債が大幅に増えるという内容の地方財政計画でした。

先ほど申しましたように、財政のほうで予算を組むんですけれども、なかなか地方交付税が増える、臨時財政対策債も増えるというのをそのまま組んでしまうと過大になるのではないかと、予算割れを起こすのではないかとという不安がありまして、当初予算では相当手堅く計上いたしました。

8月の下旬ぐらいに、各自治体の交付決定額という通知が来るんですけれども、その時点で手堅く組んでた影響というのもあったと思うんですけれども、その時点で普通交付税と臨時財政対策債を合わせて2億8,000万円ぐらい、予算より増という通知がありました。

それに加えて、今回12月に成立した国の補正予算ですけど、令和2年度・令和3年度国税収入が大変好調であるということで、国税収入、まあ歳入ですね、歳入の補正をすると同時に、地方交付税の増額の補正というのを国が行っております。

地方交付税の算出式ということになりますと、基準財政需要額引く基準財政収入額になりますので、普通交付税を増額しようと思ったら、基準財政需要額を増やしてやるか、基準財政収入額を減らすかということになるんですけれども、今回の国の補正予算は、基準財政需要額を増やすという方法で地方交付税の増額をいたしております。

増やす方法なんですけれども、基準財政需要額の中に新たに臨時的に費目をつくるというやり方で増額をいたしております。その新しくできた臨時費目、これが主なものなんですけど、そのうちの1つに臨時財政対策債償還基金費というのが設けられております。大竹市でいうと2億円ぐらいのものでした。

これで普通交付税を増やしたんですけれども、本来臨時財政対策債というのは、次年度以降の元金利子100%、もともと交付税だったものですから、100%交付税の基準財政需要額でみますよ。一旦、地方が借りますけれども、その償還の費用は全部交付税として国がみますよという形のものでした。

今回新しく設けられた臨時財政対策債償還基金費、これについては少し難しいんですけど、交付税として今年度渡すので、この部分、大竹市でいうと2億円ぐらいなんですけど、この部分は100%みる臨時財政対策債のうち、この2億円の部分については交付税に算入

しませんという形になっております。なので将来、次年度以降、交付税としてはみないので、今年度まとめてあげるよという形かなとは思っております。

この時点で大竹市のやり方としては、臨時財政対策債を発行可能額というのが示されているんですけども、それを満額借りて、交付税に算入されない2億円の部分を基金に積み立てて将来に備えるというやり方と、交付税に算入されない起債については、もう臨時財政対策債を今年度借りないという2つの方法があるのかなと考えて、どういう対応をとろうかという話をしたんですけども、交付税の基準財政需要額に算入されない起債は借りないという判断をいたしまして、今回の補正予算では臨時財政対策債を、その2億円の部分を借りないという判断をいたしましたので、臨時財政対策債を減額するというしております。普通交付税の増額については、当初手堅く見込み過ぎていた部分と、あと、国の補正予算の増額の部分という形で、普通交付税のほうは増額補正をいたしております。以上です。

○**児玉委員長** 小田上副委員長。

○**小田上委員** まず、言葉を忘れないうちに、財政のほうで要するに臨時財政対策債、一番最初に見たときは地方債の補正も出てますけど6億4,000万円程度で見ました。8月頃に国からおりてきて決定したのが7億5,000万円ぐらいでしたと。それで7億5,000万円まで借りれるよという中で、国がいっぱい税収があったから、2億円分は交付税としてあげますよと。でも、その2億円は臨財債の中からもう返したのとして、なのであなたたちは7億円は借りれるけど2億円返してるから5億円の分だけこれから20年かけて返していきますよという感じですよ。なので7億円ぐらい本当は借りれたんですよ。でも、それを借りずにいったということですね。不要な借金はしなかったということですね。その程度の不要な借金はしなくて済んだというところで押さえておきたいと思います。

議案第30号の300万円の寄附ですけど、本当に学校からしたらうれしい悩みが1つできたなというところだとは思いますが。これって都度都度、御遺族の方には御報告とか相談とかされながらやられるんですか。どのように進めていくかというところが分かれば教えてください。

あと、長寿命化事業のほうはわかりました。ありがとうございました。

○**児玉委員長** 教育長。

○**小西教育長** 先般の話の中では、用途については当然学校のほうから、こういうものに使わせていただいたということで報告を上げていきたいと校長のほうも申しておりました。確認を取るのではなくて、これどうですかというよりも、これを買ったので、このように活用していきましてという形で、知らせてまいりたいと思っております。

以上です。

○**児玉委員長** 通告を受けた質疑は以上となります。

他に質疑の通告を受けておりませんが、質疑はありませんか。

網谷委員。

○**網谷委員** すみません、通告しておりませんので、答えられなかったら結構ですのでよろしく申し上げます。

ふるさと納税のほうの寄附金ですが、大変多くの寄附金が集まっているのでございますが、12月時点で4億5,000万円だったのが、今回2億円ぐらいの寄附金を予定されているということで6億5,000万円ということで、大変大きなお金で。最近、大竹市が一番集まった時点が一昨年ですかね。令和元年に約3億7,000万円で、倍まではいきませんが倍近いお金が入る予定ですがね。これ何か要因があったら教えてください。大変皆さんが努力されたのも事実でございましょうが、何か要因があったらお願いします。

それから、今回このたび入った、まあ今回に限らずですが、寄附金の金額に対して、本市に入るのがどのぐらいになるのかと思ひましてね。まあ返礼品はもちろん、それから中間業者の手数料ももちろん要りますよね。ざっくりでええんですがね、どれぐらいのお金が、今回6億5,000万円ということなんですが、1億円に換算しても何割ぐらいが、この返礼品と中間業者の手数料、それから本市に入る金額の割合はどのぐらいになるのか、教えていただければと思います。

○児玉委員長 総務係長。

○杉山総務課課長補佐兼総務係長 今年度、ふるさと納税の取り組みということで、例年少しづつ右肩上がりであったんですけども昨年度は少し落としてます。その要因が何かということいろいろ分析したんですけども、これとってというところもあったんですが、何かやらなければこのままで上がらないなということで、10月をめぐりにいろいろやってみました。

その1つが、まず、サイトのデザインのリニューアルを行いました。次に、新しい返礼品の開発ということで、10月の中旬ぐらいに新しい返礼品、目玉品を出すことにしました。それと併せてバナー広告ということで、インターネットを使った広告を打ったという時期ですね。それからこの3つを同時の時期に、10月中旬ぐらいに行いまして、10月中旬から飛躍的に寄附金が伸びたということでございます。

ありがたいことにも一番多いピークの令和元年度のほぼ倍ぐらいを今見込んでおりまして、2月の末日時点で6億800万円ぐらいの寄附金をいただいております。ありがとうございます。

今回、補正で基金のほうも補正させていただいておりますけれども、積立額を約3億4,000万円ということで補正額を上げさせていただいております。これは当初予算と12月補正と今回の補正を合わせてという額になります。歳入の補正が6億5,000万円ということで、3億4,000万円積み立てまして、残りの3億1,000万円が経費ということで見込んでおります。

以上です。

○児玉委員長 網谷委員。

○網谷委員 ありがとうございます。

大体半分強ぐらいですよ。大体私の計算と同じですがね。

それからもう一点、大竹市民がよその自治体に寄附しますよね。その場合、大竹市の住民税などが控除されるんですよ。その控除額、まあ一種の損失になりますよね、こちらのほうは。その辺が分かりますかね。それから、そういう方が何件ぐらいおられるのか大

竹市で。分かりましたら教えてください。

○児玉委員長 市民生活部長。

○三原市民生活部長 申し訳ございません。確定申告によって寄附を受けた額ということで算定していくんですが、現在、確定申告も受けておりますが集計を今しておりませんので、現在、手元にございませぬ。申し訳ございません。ただ、ふるさと納税の制度自体は大変周知をされてきて、毎年その実績というのは上がっておりますので、控除額の額自体も上がっております。ただ、本市にいただく寄附の額よりは、もう全然少ない額と考えております。

○児玉委員長 網谷委員。

○網谷委員 しっかり頑張ってくださいとおもいます。要するに、これ返礼品がかなりのウェートを魅力的には占めるのではないかとおもいますので、このところをこれからもしっかりよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○児玉委員長 他に質疑はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に対する討論はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本2件を一括採決いたします。

日程第12、議案第28号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第10号）、及び日程第13、議案第30号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第11号）の2件を、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認めます。

よって、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、総務文教委員会を閉会いたします。お疲れでした。

15時00分 閉会